

## 出展規約

Japan Expo Paris in Osaka 2025（以下、JEPO）へ出展する会社・団体など（以下、出展者）は本出展規約に定められた条件に従って出展を行うものとします。

### 1. 規約の履行

出展者は以下に述べる各規約および、JEPO から提示された「出展ご案内資料」および出展マニュアルに述べる各規約などを遵守しなければなりません。

出展者がこれらを遵守せずに違反した場合、JEPO はその時期を問わず出展申込の拒否、出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を命じることができます。

その際、出展者から事前に支払われた費用の返還、および出展取り消し・小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者および関係者の損害も補償しません。

### 2. 出展物の確認

①出展者は申込の際に、出展募集要項について承諾した上、出展内容・出展物を必ず申請してください。

②特定の政治目的、特定の宗教的目的に資するものは出展をお断りいたします。

③個人で活動されている方の出展については、事前に出展内容の審査をさせていただきます。

④申込後、出展内容等変更が生じた際は JEPO に届出をし、必ず承認を受けてください。JEPO が承認した出展内容・出展物以外のものを展示・販売することはできません。会期中出展物以外の展示・販売を発見した場合、JEPO の指示に従っていただきます。

⑤出展物・商品・サンプリングアイテムは、公序良俗、または条例や法令に抵触しないもので、原則として JEPO が事前に承諾したものとします。出展物の内容が上記の条例などに抵触すると JEPO が判断する場合は、如何なる理由があろうとも、これを撤去して頂きます。出展内容に不健全な映像や、18歳未満禁止とされているものが含まれると JEPO が判断した場合もこれに含まれます。

⑥飲食物の取扱いがある場合は、保健所への申請・届出が必要です。試飲・試食を提供することは、原則食品衛生法上の許可・届出は不要ですが、内容によっては、保健所への申請が必要な場合があります。また、1名の「食品衛生責任者（有資格者）」が必要となります。申請先：大阪市保健所西部生活衛生監視事務所（万博対応準備室） 連絡先：06-6647-1004

⑦申込までに詳細が決定できない場合、概要を記載し、詳細は JEPO が定める期日までに確定、再度詳細を事務局にご提出下さい。

⑧JEPO が受理した申込内容に基づき、出展の可否を決定します。出展内容によっては出展申込をお断りすることがあります。また、事務局が承認した出展内容・出展物以外のものを展示されていた場合は撤去する場合がございます。さらに悪質と認められる場合には事務局は出展の中止を申し入れます。その場合、出展料金ほか出展に要した費用は返却いたしません。

⑨「出展マニュアル」の違反により発生した如何なる人的、物的損害に対しても、当該出展者がその責を負うものとし、実行委員会では一切責任を負いかねますのでご了承ください。

### 3. 会場内において

①出展物、装飾等については「出展マニュアル」及び EXPO メッセ他各会場の利用規程、防災ガイドライン、消防法や衛生の規定に従い、申請または届出の上、各署の承認を得てください。

②出展物等の盗難、紛失、火災および小間内における人的災害の発生に対しては、当該出展者がその責を負うものとし、JEPO では一切責任を負うことはできません。

- ③出展小間内でイベント等を実施する場合、ステージの観客用のスペース、グッズ購入 / 配布物等の待機列スペースも出展小間内に用意をしてください。なお、列形成、整理等も出展者でご対応ください。またマイクなどを使用する場合は博覧会協会が発出する騒音・振動・臭気に関するガイドラインなど、各規定に従いご計画をお願いします。規定に反する場合、対応をお願いすることがあります。
- ④ブース内で発生したごみに関しては出展者にてご対応をお願いします (JEPO にて有料対応も検討中)。
- ⑤ブース小間位置についてはご要望をお伺いした上で JEPO にて決定させていただきます。また全体レイアウトの都合上、ご希望に添えない場合もございますのでご承知おきください。
- ⑥小間位置レイアウト図については原則としてブース出展申込み締切後 (2 月中旬予定) の申込を反映させていただき、以降の変更については対応できない場合もございます。出展申込書 (別紙) に必要事項をご入力頂き、期日までにメールにてお送りください。
- ⑦設営後の空箱や残材はブース内にて保管をお願いします。(ストックヤード有料対応も検討中)

#### 4. 開催内容の変更および中止について

- ①JEPO はやむを得ない事情により出展案内に記載された開催規模・内容を予告なく変更することがあります。この変更を理由として出展申込を取り消し、契約を解除することはできません。またこれによって生じた損害は補償いたしません。
- ②天災その他の不可抗力によってやむを得ず本イベントの開催を中止することがあります。
- ③事務局が会期前に中止を決定した場合に限り、出展料などの既納金をお返しいたします。ただし中止によって生じた損害の補償は致しません。

#### 5. 出展料の支払い

- ①出展申込の承認後、事務局より請求書を発行致します。請求書に記載された指定期日までに事務局指定の銀行口座へお振り込みください。
- ②出展申込・契約書提出後、やむを得ずキャンセルをする場合は事務局までご連絡ください。その場合はキャンセル料が発生する場合がございます。
- ③指定期日までに入金の確認がとれない場合は出展をお断りする事があります。振り込み手数料は出展者にて負担ください。領収書は銀行発行の振込領収書をもって代えさせていただきます。

#### 6. キャンセル料

止むを得ずキャンセルとなる場合には、担当者へ速やかにご連絡下さい。出展取りやめ、小間数の減少については、下記の内容にてキャンセル料が発生します。下記の内容にてお支払いいただきます。

2025 年 1 月 1 日～2025 年 1 月 31 日まで お支払い頂いている料金の 30%

2025 年 2 月 1 日～2025 年 2 月 28 日まで お支払い頂いている料金の 60%

2025 年 3 月 1 日～本番当日まで お支払い頂いている料金の 100%

※天災や主催者判断によるキャンセルの場合には、全額返金させていただきます。

#### 7. 事務局からの申し出

出展決定および出展料入金後、事務局の都合および世界保健機構あるいは外務省による退避勧告や渡航延期勧告が発出された場合には、当該地域からの申込者について出展をお断りすることがございます。

この場合、出展料等の即納金は全額お返し致します。ただし、出展に係るその他の費用を含め、出展の中止によって生じた損害は補償いたしませんのでご了承ください。

## 8. 個人情報の利用目的

JEPO では、個人情報を以下の目的の範囲内で利用いたします。

- ①準備・運営に必要な業務
- ②委託先からの問い合わせおよび依頼への対応、業務上の連絡
- ③その他、出展者に事前に通知し、同意をいただいた目的

## 9. 特定個人情報の利用目的

特定個人情報の取り扱いを必要とする場合には、関連法令で要求される申告事務を遂行するために利用し、利用目的終了後は、継続して保有しません。

## 10. 第三者への提供

次のいずれかの場合には上記利用目的以外に個人情報を利用し、又は開示提供することがあります。

- ①法令の規定に基づくとき。(人の生命、身体または財産などの重大な利益を保護するために必要な場合、国の機関、地方公共団体等の業務遂行に協力する場合、など)
- ②提供者の同意があるとき。
- ③事業目的の達成のために必要な範囲内において個人データの取り扱いの全部又は一部を委託するとき。

### 11. 個人情報の開示等について

お預かりする個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用停止、消去および第三者提供の停止）については、出展者からの請求であることの確認ができた場合に限り、その手続きを行うことができます。必要な手続きについては、下記の問い合わせ窓口にご連絡ください。

## 12. 問い合わせについて

### ■ブース申込についての問合せ先

株式会社トーガシ 大阪支店

メールアドレス：jepo2025@tohgashi.co.jp

### ■その他、イベント全般に係る問合せ先

近畿経済産業局 2025NEXT 関西企画室

メールアドレス：bzl-kin-kansaikikaku@meti.go.jp